

原子力発電所の安全対策について

【担当省庁：内閣府、経済産業省、原子力規制庁】

1 原子力発電所の再稼働に係る権限と責任、手続きの法制化

原子力発電所再稼働の安全性を担保するため、以下の対策を講じていただきたい。

【法制化】

- 再稼働に係る**国及び地方公共団体の権限や責任、同意を求め**
る地方公共団体の範囲、広域避難計画の承認など具体的な手続
きを定めた法的枠組みを構築されたい。

【40年超え原子炉の安全性】

- 平成31年秋以降に予定されている、40年を超える高浜1・2号機の再稼働にあたっては、**安全性審査の内容について、地域協議会の場で、府及び関係市町の理解が得られるよう徹底した説明**を尽くされたい。

2 UPZ内市町と事業者との安全協定

UPZ内市町と事業者との安全協定については、**避難計画の策定義務がある**にも関わらず、**立地自治体に隣接するかしないかで協定内容に相違がある**ため、事業者の自主的な取組に任せることなく、**国が責任を持って、対象自治体の範囲や協定に定めるべき基本的内容についての基準を定められたい。**

| | |
|---------------|---|
| 京 都 府 の担当課 | 府民生活部 原子力防災課(075-414-5614) 健康福祉部 医療課(075-414-4740) |
|---------------|---|

■現状・課題

- ▶ 立地県においても、法的に同意プロセスを定めたものがない
- ▶ 京都府やUPZ市町が再稼働に係る同意プロセスから除外
- ▶ 同意を求める自治体の範囲、手続き、判断基準等を定めた**法的枠組みの整備**
- ▶ 広域避難計画については、内閣府において各府県の計画を「緊急時対応」として取りまとめ、
 - ・「福井エリア地域原子力防災協議会」（内閣府政策統括官や関係府県の副知事等で組織）において確認した上で、
 - ・「原子力防災会議」（首相や関係大臣等で組織）に報告し、了承を得ているが、これらは、法定の手続きではない。

■原子力発電所の再稼働状況

| 発電所名 | 経過年数 | 状況 |
|------|-------|---|
| 高浜 | 1、2号機 | 1号機：43年 2号機：42年 安全対策工事中であり、早くても平成31年秋以降の予定 |
| | 3、4号機 | 3号機：33年 4号機：33年 3号機については、平成29年6月6日再稼働 4号機については、平成29年5月17日再稼働 |
| 大飯 | 1、2号機 | 1号機：39年 2号機：38年 廃止(平成30年3月1日) |
| | 3、4号機 | 3号機：26年 4号機：25年 3号機については、平成30年3月14日再稼働 4号機については、平成30年5月9日再稼働 |

■安全協定等の締結状況

<高浜発電所>

| 対象自治体 | 締結内容 | 備考 |
|-----------------------------------|----------|-------------------------------|
| 隣接 京都府 舞鶴市 綾部市 | 安全協定書 | 平成27年2月 締結 ※平成3年12月 通報連絡等協定締結 |
| | | 平成4年1月 締結 ※平成27年2月 覚書締結 |
| | | 平成3年12月 締結 ※平成27年2月 確認書締結 |
| 隣々接 福知山市 宮津市 南丹市 京丹波町 | 通報連絡等協定書 | 平成29年10月 締結 (各市・関電) |

※隣々接となる伊根町は、協定等未締結

<大飯発電所>

| 対象自治体 | 締結内容 | 備考 |
|---------------------------|----------|--------------------------------|
| 隣接 京都府 綾部市 南丹市 | 安全協定書 | 平成29年8月 締結 ※平成3年12月 通報連絡等確認書締結 |
| | | 平成29年8月 締結 |
| | | |
| 隣々接 舞鶴市 京都市 京丹波町 | 通報連絡等協定書 | 平成29年8月 締結 |

<隣接・隣々接自治体における協定内容の違い>

| 主な項目 | 隣接自治体 (安全協定書) | 隣々接自治体 (通報連絡等協定書) |
|-----------------------|------------------|----------------------|
| 増設に係る建設計画及び重要な変更の事前報告 | ○ | × |
| 輸送計画の事前連絡 | ○ | × |
| 平常時の連絡 | ○ | ○ |
| 異常時の連絡 | ○ | ○ |
| 現地確認 | ○ | × |

3 原子力災害時における避難体制の整備・拡充等

原子力災害時の避難を円滑にするため、以下の施策を講じていただきたい。

【避難道路の財源確保】

- 本府の避難道路については、狭隘箇所解消をはじめとした整備が急務である。「原子力災害時避難円滑化モデル実証事業」を恒久的な補助制度とし大幅に予算枠を拡充するとともに、電源立地地域対策交付金の交付対象市町の拡充により、国が責任を持ってUPZ内全ての自治体を対象に十分かつ恒久的な財源を措置されたい。

| UPZ内自治体 | 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業 | 電源立地地域対策交付金 |
|---------|--------------------|-------------|
| 舞鶴市 | — | 措置済み |
| 綾部市 | 平成30年度採択 | 措置済み |
| 京都市 | — | 対象外 |
| 福知山市 | — | 対象外 |
| 官津市 | 平成30年度採択 | 対象外 |
| 南丹市 | 平成30年度採択 | 対象外 |
| 京丹波町 | 平成30年度採択 | 対象外 |
| 伊根町 | — | 対象外 |

【避難手段等の確保】

- 広域避難におけるバス等の車両及びその運転員の確保、避難退域時検査場所、安定ヨウ素剤の緊急配付場所等での要員確保など、地方自治体間では解決できない課題については、国において広域応援に関する具体的な支援体制等を構築されたい。

併せて、ヘリ・船舶等による避難、車両等の除染及び道路啓開等にあたり、自衛隊等の実動部隊の派遣にかかる具体的な支援体制を確立されたい。

【放射線防護施設整備の要件緩和】

- 放射線防護施設の整備に当たり、自然災害により孤立する可能性がある地域においては、屋内退避ができる施設を確保するため、既存木造施設等を建て替える際の除却費用を原子力災害対策事業費補助金の対象にするなど要件を緩和されたい。

■原子力災害時避難円滑化モデル実証事業による財源措置状況

【内閣府】

- ▶ 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業 5.1億円
全国の避難道路からモデル箇所を3～4箇所選定し、すれ違い待避所の設置等の局所的な改修や電光標識等の設置等を支援

【京都府】

- ▶ 原子力防災対策事業費（平成30年度内示額 1.96億円）
・京丹波三和線、舞鶴和知線、舞鶴官津線、綾部官島線周辺などを整備

■電源立地地域対策交付金による財源措置状況

【経済産業省】

- ▶ 電源立地地域対策交付金 822.2億円

【京都府】

- ▶ 生活・交通基盤整備事業費（平成30年度予算 約2.3億円）
・平成29年度～交付単価の引上げにより、舞鶴市域及び綾部市域の府道整備を実施

| 年度 | 内示額 | 措置省庁 | 整備路線（平成30年度は整備予定路線） |
|----|-----------|-------|-------------------------------------|
| 29 | 241,492千円 | 経済産業省 | 上杉和知線他3路線（綾部市） 舞鶴野原港高浜線他1路線（舞鶴市） |
| 30 | 228,158千円 | | 上杉和知線他3路線（綾部市） 舞鶴野原港高浜線他2路線（舞鶴市） |

■現状

- ▶ UPZ内府民が早期に避難するには、府バス協会所属のバス(2,298台 H28.3月時点)だけでは不足
- ▶ 特殊車両（ストレッチャー仕様等）についても不足
- ▶ これらの運転員や住民のバス乗車場所・スクリーニング場所、安定ヨウ素剤の緊急配付場所等での要員も不足

■京都府での検討状況等

- ▶ 自衛隊との意見交換会(H28.12)の場において、原子力災害への対応について協議
- ▶ 実動部隊による広域的な支援が課題

■現状

- ▶ 施設整備対象である鉄筋コンクリート構造等の施設に建て替える際、除却費用は補助金対象外

■予算措置状況等

【内閣府】

- ▶ 原子力災害対策事業費補助金 95億円
概ね10km圏内の要配慮者等の屋内退避施設への放射線防護対策

【京都府】

- ▶ 原子力災害対策施設等整備事業費（平成29年度2月補正予算 35,000千円）
※2施設を整備予定
- ▶ 平成29年度までに11施設を整備 ※現在、1施設工事中

【原子力災害拠点病院の運営機能強化】

- 研修や訓練に参加する医師等の人件費など、**原子力災害拠点病院の負担軽減のために、診療報酬上の加算措置等により必要な財源を措置**されたい。

4 高浜・大飯発電所の事故を想定した訓練の実施

昨年、「高浜地域の緊急時対応」が改正、「大飯地域の緊急時対応」が策定されたが、高浜発電所及び大飯発電所は近接して立地していることから、**より実効性ある避難計画とするため、両原発の事故を想定した訓練を実施**されたい。

■現状等

- ▶ 原子力災害拠点病院(平成28年12月指定)
 - ・国立病院機構京都医療センター(基幹病院)
 - ・京都大学医学部附属病院
 - ・京都府立医科大学附属病院
- ▶ 研修や訓練の実施、原子力災害医療派遣チームの保有等により、原子力災害拠点病院の負担が増加
- ▶ 災害拠点病院、DMAT指定医療機関については、診療報酬上の加算措置(医療機関へのインセンティブとして、地域医療への貢献等を評価し係数を加点)あり

■緊急時対応の策定等状況

| 緊急時対応 | 策定期期 (改訂時期) | 経過等 |
|-------|--------------------|--|
| 高浜地域 | H27.12 (H29.10) | 3府県合同訓練(平成28年度実施)の検証結果を反映 |
| 大飯地域 | H29.10 | 「高浜地域の緊急時対応」を参考に、福井エリア地域原子力防災協議会作業部会で検討を重ね策定 |

■訓練概要(詳細は現在、調整中)

- ▶ 原子力総合防災訓練(国主導)を実施予定(夏頃)
- ▶ 自然災害(地震)との複合災害を想定するとともに、大飯発電所及び高浜発電所が原子力緊急事態に至ることを想定し、以下の訓練を実施予定
 - ・迅速な初動体制の確立訓練(現地への国職員等の緊急派遣等)
 - ・中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練
 - ・府県外への住民避難等の実動訓練